

新見市教育委員会 11月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和4年11月16日(水) 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 3階大会議室

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	正 村 政 則
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長 谷 川 綾
委 員	三 上 ゆ み

4 欠席委員の職・氏名

職務代理者	松 井 健 一
-------	---------

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	小 林 保
教育総務課長	田 中 隆 博
生涯学習課長	木 下 正 雄
学校教育課主幹	高 木 亮 彦
教育総務課庶務係長	真 壁 恒 子

6 記 録

午後3時30分 着 席

(令和4年11月16日(水) 午後3時30分から午後4時58分)

## 1 開 会

## 2 教育長あいさつ

## 3 前会会議録の承認

田中課長 (新見市教育委員会10月定例会会議録により、前会会議録の承認、議案3件、協議・報告2件等について説明を行う。)

正村教育長 前会会議録は承認と決し、次に教育長報告に移ります。

## 4 教育長報告

正村教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

それでは、事務局報告をお願いします。

## 5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、生涯学習課長、学校教育課主幹、教育総務課長の順に報告を行う。)

正村教育長 それでは、「6 議事」に移ります。

「議第34号」の説明をお願いします。

## 6 議 事

議第34号 令和4年度要保護・準要保護児童生徒就学援助（新入学学用品費入学前支給）の承認について

高木主幹 議第34号 令和4年度要保護・準要保護児童生徒就学援助（新入学学用品費入学前支給）の承認について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。来年度小学校入学予定者は159名、中学校入学予定者は189名で、申請があったのは43世帯45名です。新見市就学援助規則第6条に則り、申請された世帯の前年の所得額が平成25年4月1日現在において適用されている生活保護基準額の1.5倍以下であるかどうかの審査をおこなった結果、認定が適当と認められた者は34世帯36名、認定が不適当と認められた者は9世帯9名でした。内訳につきましては、資料3ページから8ページの一覧表に記載しております。ご確認いただいた上で、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

正村教育長 少し時間を取りますので、ご覧ください。

三上委員 所得にマイナスがついているのは、どういう意味でしょうか。

小林部長	自営業なので、何か経費を多量に計上したものと思われます。
三上委員	わかりました。ありがとうございます。
正村教育長	外にありますでしょうか。
溝尾委員	これは、小学校、中学校だけで、高校は関係ないのでしょうか。
正村教育長	対象は、小中学校です。高校は奨学金については関係があります。
小林部長	高校は、県です。義務教育ではないので、奨学金のような位置づけとなります。
溝尾委員	わかりました。
正村教育長	外にありますでしょうか。
各委員	(無しの声)
正村教育長	無いようですので、議第34号は承認とします。 次に、「議第35号」の説明をお願いします。

議第35号 新見市通学バス運行条例の一部を改正する条例について

田中課長

議第35号から議第37号につきまして、まず共通した内容の説明をさせていただきたいと思えます。遠距離通学支援についてです。遠距離を通学する児童生徒に対する支援につきましては、学校統廃合の条件整備の中で、通学バスの運行や路線バス利用時の定期代の補助、また、旧市町単位でおこなってございました通学手段の無い地域の児童生徒への通学補助等様々な支援をおこなってございました。しかしながら、それぞれ支援策にばらつきがありました。来年度からは、路線バス等公共交通機関やスクールバスの有効利用、また、遠距離通学補助の統一をおこない、遠距離通学支援の平準化を図ってまいりたいと考えております。それでは、議第35号 新見市通学バス運行条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。先ほど申しましたように、これまで学校の統合により通学バスを利用している児童生徒に加えまして、今回新たに通学距離がおおむね小学生4キロ以上、中学生6キロ以上の児童生徒について、通学バスへ乗車を可能とするための改正です。それでは資料3ページの新旧対照表をご覧ください。1条で、改正前は「市内の小学校及び中学校の統合に伴い、通学距離が遠距離となる児童及び生徒等のため」ですが、改正後は「市内

の小学校及び中学校に遠距離通学する児童及び生徒等を対象に」に改めております。2条ですが、「運行区間」につきましては、「運行の管理」ということで、「バスの運行の管理は、新見市教育委員会が行う」と定めております。3条ですが、統廃合によるという文言を後ろに下げまして、「乗車できる者につきましては、次に掲げる。ただし、学校教育法施行令第8条により指定学校の変更をした場合は、この限りでない。」というので、通学距離がおおむね4キロメートル以上となる児童、通学距離がおおむね6キロメートル以上となる生徒、それから、以前から乗っております、統廃合により通学距離が遠距離となる児童及び生徒というように変更しております。なお、2条の運行区間につきましては、同様に近いものが、規則にも定まっておりますので、ここでは、教育委員会への委任ということで、2条を整理しております。今後につきましては、12月市議会に上程させていただこうと考えております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

正村教育長

バスを活用するにあたっては、すべて統廃合が条件だったんです。それでは、遠距離を通学している子はどうするんだというご意見がずっとあったんですけど、なかなかできなくて、議会からの質問もあつたりして、ですから統廃合を含め、すでに遠距離の子もバスの経路が合えば、乗せてあげてもいいのではないかというのがおおむねの趣旨です。個々にはいろんな問題がまだまだあるんです。これは完全なものではないんですけども、ここで4キロ6キロという線をきちんと引きながら、統廃合という条件でなく、距離で考えていきませんかという、そこでまた問題が起きれば、解決していきましょうという、完璧なものではないんですけど、できるだけ完璧に近い状態で、事務局が考えた案です。

田中課長

お手元に遠距離通学支援事業変更状況をお配りしています。現在の状況を表にしております。現時点で新制度に移行したときに新たにバス通学になる方ですが、今のところ小学生で6名、中学生で12名程度と推測しております。補足ですが、小学校の学区の通学距離が4キロ程度、中学校で6キロ程度が標準であろうという国の基準があります。それを越えたものが一般的には遠距離通学という捉え方をさせていただきます。以上です。

正村教育長

この表のピンク色が4で、黄色が1、そこはダブっているんでしょうか。

小林部長

ダブっている可能性もあります。

正村教育長

1番遠い子は、7キロ近くあります。親が歩かせたいということで

歩いています。歩いて行くのと、家の前から学校までバスで行くのと、この6年間の差は大きいと思います。そこを保護者の方がどう捉えるか、できれば歩けるところは歩いた方が、長い人生の中ではいいと思います。一応、距離で不公平なところを平等にしていきたいということで提案をさせていただきました。

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

三上委員　　これは、特に登録をしなくてもいいのでしょうか。例えば、この子はバスに乗る子ですということでは何か登録するとか、手続き的なものがあるのでしょうか。

小林部長　　保護者が通学届をしますので、それで判断させていただきます。

三上委員　　両方を選べるんですよね。例えば、今日は歩かせる、雨の日だけバスに乗せるとか選べるのでしょうか。

小林部長　　それは無理です。バスの大きさが決まっているので、急にそういう子がいると、乗れない子が出てきます。

三上委員　　登録制なんですね。

小林部長　　路線バスはいいですが、スクールバスは難しいです。

三上委員　　わかりました。ありがとうございます。

正村教育長　　外にありますでしょうか。

溝尾委員　　この実態調査で、その他というのは、送り迎えをされている方でしょうか。

田中課長　　自家用車で送り迎えをしている方です。

溝尾委員　　わかりました。ありがとうございます。

正村教育長　　外にありますでしょうか。

各委員　　（無しの声）

正村教育長　　無いようですので、議第35号は承認とします。  
次に、「議第36号」の説明をお願いします。

議第36号 新見市通学バス運行条例施行規則の一部を改正する規則について

田中課長

議第36号 新見市通学バス運行条例施行規則の一部を改正する規則について説明させていただきます。資料3ページをご覧ください。先ほど議第35号の条例改正の中で、第2条に運行区間がありましたが、この規則の第2条にも路線名と地区がありまして、似たような表がありました。先ほどの条例の表と規則の表をひとつにまとめています。改正案では、「運行路線及び運行区間」ということで、ここで定めることにしております。それから、今年度末で閉校となる井倉小学校及び萬歳小学校から、統合先の新見南小学校、本郷小学校への通学バスの運行を追加しております。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

小林部長

今までは地区で表示をしていたんですが、古い学校名がまだ残っていますし、ここで、起点と終点を決めるような形でさせていただければ、その間に児童生徒がいない場合は、別の路線へ走るということもできるので、そういう形で整理をさせていただこうと考えております。

正村教育長

今回、人がいなくなって廃止するところは無いですよね。

田中課長

今回はありません。今後、出てくる可能性はあります。

溝尾委員

その都度、この場で改正して、新たに出てくることもあるんでしょうか。

小林部長

追加をする可能性はあります。例えば、今は起点がAというところになっているけれども、それより少し遠いところに子どもがいるということになると、Bのところへ行かなければいけないので、それはあると思います。ただ、今度は規則にさせていただいたので、議会の承認無しで、この委員会の中で協議をさせていただいて、改正ができるようになるので、随時の対応ができるだろうと思っています。

正村教育長

外にありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第36号は承認とします。  
次に、「議第37号」の説明をお願いします。

議第37号 新見市遠距離通学支援助成金交付要綱の制定について

議第37号 新見市遠距離通学支援助成金交付要綱の制定について説明させていただきます。遠距離通学支援助成につきましては、公共交通やスクールバスの運行エリア外における通学距離が、おおむね小学生4キロ以上、中学生6キロ以上の児童生徒を対象に、統一した距離単価で算出した金額を交付するものです。別に配付しております資料の下段をご覧ください。先月の協議のときに、口頭でいろいろ説明させていただいておりますので、これをわかりやすく表にまとめています。下段の廃止と書いてあるものが、それぞれ廃止となるものです。1番上の通学費補助金交付要綱は、備北バス等に乗って来る場合は、定期代相当を補助しているものです。2番目の新見第一中学校生徒通学費補助金交付要綱につきましては、主には熊谷、菅生ですが、定期バスに乗るまでに、バス停まで2キロ以上の場合、距離に30円を乗じて交付しているものです。3番目の新見南中学校生徒通学費補助金交付要綱も同様です。4番目の哲西支局児童・生徒通学費補助金交付要綱につきましては、地区指定で月額1,500円から2,500円となっています。5番目の神郷支局児童・生徒通学費補助金交付要綱につきましては、距離指定で年額7,000円となっています。6番目の特別支援学級通学費補助金交付要綱につきましては、距離あたり30円となっています。その隣に児童数というのがありますが、今現在、交付の対象になっている児童です。これを踏まえて、要綱の説明をさせていただきます。先月の協議で、松井職務代理者から休学という文言について宿題をいただいております。先ほど申し上げました特別支援学級通学費補助金交付要綱の中に休学という文言がありましたので、そのまま新要綱につきましても、この文言を用いた訳ですが、いろいろ調べたところ、義務教育については、休学と言う概念が無いということでした。県が定めている休学というのは、基本的には高校生以上ということですので、この要綱からは休学という文言は外させていただきたいと思います。それから、変更箇所ですが、第2条第2項第3号、他の補助金の交付を受けている方は対象としないと規定させていただきました。それでは、1条の趣旨ですが、遠距離通学をする児童・生徒の保護者負担の軽減のために交付することとしています。2条の交付対象者ですが、片道の距離が、小学校4キロ、中学校6キロ以上としています。それから、特別支援学級に在籍する場合は、小学生2キロ以上、中学生3キロということにしています。2項には、交付対象としない者について規定しています。指定校変更は、子どもや保護者の都合によるものですので対象としておりません。また、通学バス及び市営バスを利用する方については、この対象にはしないということを書いています。それから、第3条、別表ですが、公共交通機関を利用して通学する児童・生徒には、定期券の購入額ということで挙げています。それとは別に、バス停までの距離が2キロ以上の場合は、対象としています。まったく公共交通を使わない、市営

バスもスクールバスも使わないということになれば、上記以外の児童・生徒ということで、1キロあたり月額400円を乗じた額と規定しています。月額の400円というのは、備北バスの長い路線の定期代、学割を計算して導いた金額が1キロ約8円ぐらいです。その25日分の往復ということで、400円としています。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

正村教育長

別表の上記以外の児童・生徒のところに住居から学校までの通学経路の片道の距離1キロあたりにつきとありますが、これは5キロ歩くとしたら4キロを引いた距離で計算するのでしょうか。

田中課長

5キロ歩くとしたら、5キロが対象です。通学バスも4キロ、6キロ以上の子が乗って、4キロのところで降りてくださいということにはなりません。学校まで行きますので、助成金も4キロを超えた部分だけではなく、すべての区間という考えです。

正村教育長

6キロ以上距離がある小学生が、4キロをスクールバス、バス停までの2キロは歩く場合はどうなりますか。

田中課長

スクールバスですと、バス停までの距離を2キロ以上歩くようにはなっていないと思います。

正村教育長

路線バスの場合はありますか。

田中課長

路線バスの場合はそういうことが発生してきます。

正村教育長

そうなった場合、バス停までの2キロ以上分は交付するということですね。

田中課長

そうです。

小林部長

スクールバスでもあり得ると思います。家からスクールバスのバス停まで3キロぐらいある子がいます。併用しなければいけません。そうしなければ、理屈が合いません。スクールバスが1人ひとりを迎えに行くならいいですが、それは無理です。そう読み取れるかどうかです。今のスクールバスの該当者は、公共交通機関として読むということであれば、理屈は合うと思います。公共交通機関の中にスクールバスを入れておけば、スクールバスのバス停から2キロ以上ある子は補助しますと、そういう読み取りです。

正村教育長

同じ7キロで、歩くAさんは表の下段、上記以外の児童・生徒に該

当する、Bさんは通学バスのバス停までの3キロは歩くけれども、4キロ分はバスに乗るという場合は表の上段に該当するというのでしょうか。

小林部長                   そうすると、第2条の2項に相反することになって、整合性が取れなくなります。

田中課長                   これを削除すれば、読み取れます。

小林部長                   これは整理が必要です。第2条の2項で通学バス及び市営バスを利用して通学している者の保護者を除外しているので、助成金が交付できません。

正村教育長               公共交通機関を路線バスだけにしてしまうとこの要綱のとおりとなりますが、公共交通機関の中に通学バスや市営バスを入れてしまうとこと整合性が取れないということですね。

小林部長                   そうです。

田中課長                   修正させていただきます。

正村教育長               普通、公共交通機関というのはどれでしょうか。

小林部長                   普通だとJRと路線バスのことで、スクールバスや市営バスは入らないと思います。

正村教育長               それでは、この議第37号につきましては、公共交通機関の捉え方と、第2条の2項で通学バスと市営バスを利用して通学する者は除くとなっていますから、その整合性をどうするかを改めて提案させていただくということで、よろしいでしょうか。

各委員                   (はいの声)

正村教育長               それでは、議第37号は差し替えて提案させていただきます。次に、「報第16号」の説明をお願いします。

報第16号 令和4年度新見市二十歳の集いについて

木下課長                   報第16号 令和4年度新見市二十歳の集いについて説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。令和5年1月2日(月)まなび広場にいみ大ホールにおいて、令和4年度新見市二十歳

の集いを開催します。対象者は、平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、原則、新見市住民基本台帳に記載されている人です。対象者数は293人です。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保護者の入場は無し、懇親会はおこなわないこととしております。以上です。

正村教育長

来賓として考えているのはどこまでですか。

木下課長

今考えていますのは、市長、副市長、議長、副議長、文教福祉常任委員会の委員長、県議です。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、以上で議事を終了します。

## 7 閉 会

正村教育長

11月定例教育委員会をこれで閉会します。  
長時間ありがとうございました。

(閉会時刻)

(午後4時58分)